資料２

○港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会設置要綱

令和８年４月１日
８港教教教第４号

（設置）
第１条　インターナショナルスクール等に通う児童・生徒が多い港区の地域特性を踏まえ、就学義務制度との関係整理や、子どもたちが安心して学べる環境の確保に向けた取組を進めるにあたり、専門的見地からの検討を行うため、港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）インターナショナルスクールに係る課題や必要な施策に関する事項
（２）その他委員会が必要と認める事項
（組織）
第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、委員のうちから互選により選出し、会務を統括する。
３　副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　委員は、別表第１に掲げる者で教育長が委嘱又は任命する委員をもって充てる。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（運営）
第５条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
３　委員会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。
４　委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。
（部会）
第６条　委員会に部会を置く。
２　部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
３　部会長は、教育委員会事務局学校教育部長をもって充て、会務を統括する。
４　副部会長は、教育委員会事務局学校教育部学務課長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
５　部会員は、別表第２に掲げる者をもって充てる。

６　部会長は、前項に定める部会員のほか、必要があると認めるときは、臨時に部会員を指名することができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部教育長室において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

学識経験者等　４人以内
港区立小学校長会　１人
港区立中学校長会　１人
港区内私立小学校校長　１人
教育委員会事務局教育推進部長
教育委員会事務局学校教育部長

別表第２（第６条関係）

港区立小学校長会　１人
港区立中学校長会　１人
教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長
教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長
教育委員会事務局学校教育部先端教育担当課長